

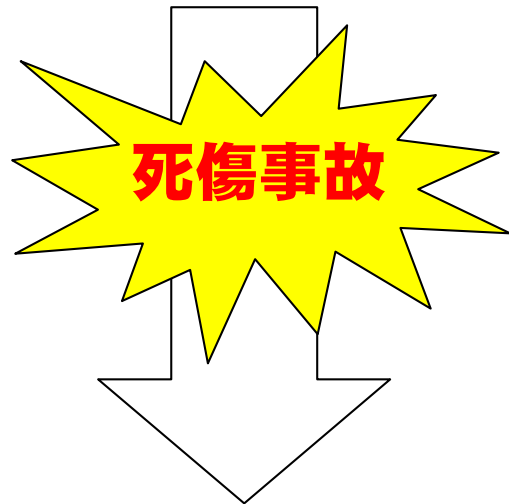
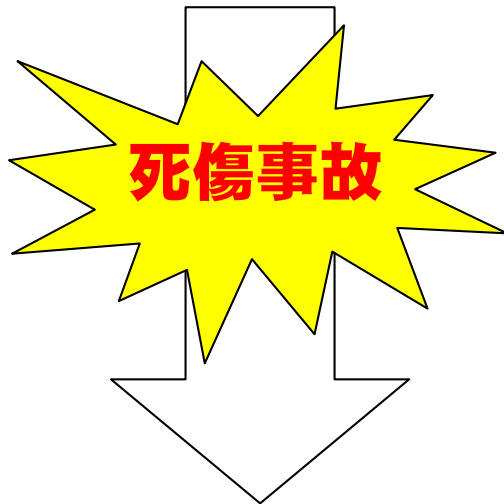
◇◆危険運転致死傷罪◆◇

【第2条】

- ① アルコールまたは薬物の影響により正常な運転が困難な状態で走行
- ② 進行の制御が困難な高速度で走行
- ③ 進行を制御する技能を有しないで走行
- ④ 人または車を妨害する目的で割り込みなどをし、かつ、重大な危険を生じさせる速度で運転
- ⑤ 赤信号を殊更に無視し、かつ、重大な危険を生じさせる速度で運転
- ⑥ 「通行禁止道路」を進行し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で運転

【第3条】

- ① アルコールまたは薬物の影響により、正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で運転
- ② 「政令で定める病気」により、正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で運転



死亡事故

1年以上20年以下の懲役

※無免許運転でも同じ

負傷事故

15年以下の懲役

(③の場合を除き、無免許運転の場合は6月以上20年以下の懲役)

死亡事故

15年以下の懲役

(無免許運転の場合は、6月以上20年以下の懲役)

負傷事故

12年以下の懲役

(無免許運転の場合は、1.5年以下の懲役)